

## 大学共同利用機関法人の役員報酬規程の改正について

### 1 国家公務員給与の改正を考慮して行われた変更について

- 期末特別手当を期末手当及び勤勉手當に改編する改正  
(人間文化研究機構、自然科学研究機構、情報・システム研究機構)
- 平成21年6月期における期末特別手当、期末手当及び勤勉手當の支給月数の改正  
(人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構)
- 地域手当支給率の改正  
(人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構)

### 2 国立大学法人評価委員会の審議における主な論点等について

- 案件なし

### 3 その他の改正について

- 給与支給日についての改正  
(人間文化研究機構、高エネルギー加速器研究機構)

## 役員報酬規程新旧対照表（期末特別手当関係）

### 人間文化研究機構

(改正後)	(改正前)
第1条～第7条 (略)	第1条～第7条 (略)
<u>(期末手当)</u>	<u>(期末特別手当)</u>
第8条 <u>期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、それぞれ第3条第2項で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解任された役員又は死亡した役員（別に定める役員を除く。）についても同様とする。</u>	第8条 <u>期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員及びこれらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され又は死亡した常勤の役員に対して、それぞれ職員給与規程第24条第1項で定める日に支給する。ただし、常勤の役員が職員給与規程第24条第6項各号の一に該当するときは支給しない。</u>
2 <u>期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては、100分の75、12月に支給する場合においては、100分の86を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u> <u>二 6箇月 100分の100</u> <u>二 5箇月以上6箇月未満 100分の80</u> <u>三 3箇月以上5箇月未満 100分の60</u> <u>四 3箇月未満 100分の30</u>	2 <u>期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに本給月額に100分の25を乗じて得た額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の171を乗じて得た額に、職員給与規程第24条第2項各号の一に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。ただし、経営協議会に諮った上で、その者の業務実績に応じこれを増額し、または減額することができる。</u> 3 <u>前項の「本給月額及びこれに対する地域手当の月額」とは、地域手当が支給される職員にあっては本給月額に地域手当の支給割合を乗じて得た額（1円未満の端数を切り捨てた額）をいう。</u>
4 前3項の規定によるものほか、 <u>期末手当</u> の	

<p>一時差止処分その他<u>期末手当</u>の支給に関し必要な事項は職員に対する期末手当の例に準ずるものとする。</p> <p><u>(勤勉手当)</u></p> <p><u>第8条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて、それぞれ第3条第2項で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解任され、又は死亡した役員（別に定める役員を除く。）についても同様とする。</u></p> <p>2 <u>勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第8条の3に規定するその者の勤務期間に応じた割合に第8条の4に定める成績率を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 <u>前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において役員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額とする。</u></p> <p>4 <u>前3項の規定によるものほか、勤勉手当の一時差止処分その他勤勉手当の支給に関し必要な事項は職員に対する勤勉手当の例に準ずるものとする。</u></p> <p>5 <u>前4項の規定に関するものほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p><u>(勤勉手当の期間率)</u></p> <p><u>第8条の3 期間率は、基準日以前6箇月以内の期</u></p>	<p>4 前3項の規定によるものほか、<u>期末特別手当</u>の一時差止処分その他<u>期末特別手当</u>の支給に関し必要な事項は職員に対する期末手当の例に準ずるものとする。</p>
---	---

間における役員の在職期間の区分に応じて、  
次の表に定める割合とする。

在職期間	割合
6箇月	<u>100分の100</u>
5箇月15日以上6箇月未満	<u>100分の95</u>
5箇月以上5箇月15日未満	<u>100分の90</u>
4箇月15日以上5箇月未満	<u>100分の80</u>
4箇月以上4箇月15日未満	<u>100分の70</u>
3箇月15日以上4箇月未満	<u>100分の60</u>
3箇月以上3箇月15日未満	<u>100分の50</u>
2箇月15日以上3箇月未満	<u>100分の40</u>
2箇月以上2箇月15日未満	<u>100分の30</u>
1箇月15日以上2箇月未満	<u>100分の20</u>
1箇月以上1箇月15日未満	<u>100分の15</u>
15日以上1箇月未満	<u>100分の10</u>
15日未満	<u>100分の5</u>
零	零

#### (勤勉手当の成績率)

第8条の4 成績率は、次の各号に定める割合と  
する。ただし、その者の業務実績等に応じ、  
第1号又は第3号に定める割合を適用しようと  
する場合又は各号に定める割合を増減しようと  
する場合は、経営協議会に諮るものとする。

一 100分の92

二 100分の85

三 100分の75以下

第9条 (略)

(月の中途中で就任又は退職した場合の給与)

第10条 月の初日以外の日において新たに就任  
した役員（非常勤の役員を除く。）に就任当月  
分の給与（通勤手当、期末手当及び勤勉手当  
を除く。以下「給与月額」という。）を支給す  
る場合は、給与の日額に月の初日からその者  
が役員となった日の前日にいたるまでの土曜  
日、日曜日以外の日の数を乗じて得た額を給

第9条 (略)

(月の中途中で就任又は退職した場合の給与)

第10条 月の初日以外の日において新たに就任  
した役員（非常勤の役員を除く。）に就任当月  
分の給与（通勤手当及び期末特別手当を除く。  
以下「給与月額」という。）を支給する場合は  
、給与の日額に月の初日からその者が役員と

<p>与月額から控除する。</p> <p>第11条～第14条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この規程の改正は、平成21年6月25日から施行し、平成21年6月1日から適用する。</u></p> <p><u>(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)</u></p> <p>2 <u>平成21年6月に支給する期末手当に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。</u></p> <p>3 <u>平成21年6月に支給する勤勉手当の成績率に関する第8条の4の規定の適用については、「100分の92」とあるのは「100分の80.5」と、「100分の85」とあるのは、「100分の75」と、「100分の75」とあるのは「100分の65.5」とする。</u></p>	<p>なった日の前日にいたるまでの土曜日、日曜日以外の日の数を乗じて得た額を給与月額から控除する。</p> <p>第11条～第14条 (略)</p>
--	--

## 自然科学研究機構

(改正後)	(改正前)
第1条 (略)  (給与の種類) 第 2 条 役員の給与は、常勤役員については、本給、特別調整手当、広域異動手当、通勤手当、 <u>単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当</u> とし、非常勤理事については、非常勤理事手当とし、非常勤監事については、非常勤監事手当とする。	第1条 (略)  (給与の種類) 第 2 条 役員の給与は、常勤役員については、本給、特別調整手当、広域異動手当、通勤手当、 <u>単身赴任手当及び期末特別手当</u> とし、非常勤理事については、非常勤理事手当とし、非常勤監事については、非常勤監事手当とする。
(給与の支給日) 第 3 条 本給、特別調整手当、広域異動手当、通勤手当及び単身赴任手当は、その月の全額を毎月 17 日に、非常勤理事手当及び非常勤監事手当は、その月の分を翌月 17 日に支給する。ただし、支給日（この項において、毎月 17 日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に、支給日が月曜日で、かつ、休日に当たるときは、支給日の翌日に支給する。 2 <u>期末手当及び勤勉手当</u> は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日（この項において、6月30日及び12月10日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。	(給与の支給日) 第 3 条 本給、特別調整手当、広域異動手当、通勤手当及び単身赴任手当は、その月の全額を毎月 17 日に、非常勤理事手当及び非常勤監事手当は、その月の分を翌月 17 日に支給する。ただし、支給日（この項において、毎月 17 日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に、支給日が月曜日で、かつ、休日に当たるときは、支給日の翌日に支給する。 2 <u>期末特別手当</u> は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日（この項において、6月30日及び12月10日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。
第4条～第5条 (略)  (期末手当) 第 6 条 常勤役員の期末手当は、6月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して、第 3 条第 2 項に規定する日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し	第4条～第5条 (略)  (期末特別手当) 第 6 条 常勤役員の期末特別手当は、6月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して、第 3 条第 2 項に規定する日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退

<p><u>た役員又は解任された役員若しくは死亡した役員についても同様とする。なお、基準日に解任された役員又は死亡した役員及び同日に新たに役員になった者は役員に含まれる。</u></p> <p><u>2 期末手当の額は、期末手当の基礎額に、6月に支給する場合においては 100 分の 75、12月に支給する場合においては 100 分の 90 を乗じて得た額に、基準日以前 6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次に各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>一 6箇月 100 分の 100</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>二 5箇月以上 6箇月未満 100 分の 80</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>三 3箇月以上 5箇月未満 100 分の 60</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>四 3箇月未満 100 分の 30</u></p> <p><u>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は解任された、若しくは死亡した役員にあっては、退職し、又は解任された、若しくは死亡した日現在）において役員が受けるべき本給月額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計に、当該合計額に 100 分の 20 を乗じて得た額及び本給月額に 100 分の 25 を乗じて得た額を加算した額とする。</u></p>	<p><u>職した役員又は解任された役員若しくは死亡した役員についても同様とする。なお、基準日に解任された役員又は死亡した役員及び同日に新たに役員になった者は役員に含まれる。</u></p> <p><u>2 期末特別手当の額は、期末特別手当の基礎額に、6月に支給する場合においては 100 分の 158.5、12月に支給する場合においては 100 分の 173.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次に各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、経営協議会に諮った上で、その者の職務実績を勘案してこれを増額し、又は減額することができる。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>一 6箇月 100 分の 100</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>二 5箇月以上 6箇月未満 100 分の 80</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>三 3箇月以上 5箇月未満 100 分の 60</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>四 3箇月未満 100 分の 30</u></p> <p><u>3 前項の期末特別手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は解任された、若しくは死亡した役員にあっては、退職し、又は解任された、若しくは死亡した日現在）において役員が受けるべき本給月額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計に、当該合計額に 100 分の 20 を乗じて得た額及び本給月額に 100 分の 25 を乗じて得た額を加算した額とする。</u></p>
---	--

#### (勤勉手当)

第6条の2 常勤役員の勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの人を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して、第3条第2項に規定する日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した役員又は解任された役員若しくは死亡した役員についても同様とする。なお、基準日に解任された役員又は死亡した役員及び同日に新たに

に役員になった者は役員に含まれる。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当の基礎額に、基準日以前 6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次表(1)に定める期間率及び職務実績を勘案して次表(2)に定める成績率を乗じて得た額とする。なお、次表(2)における成績区分のうち最上位又は最下位の区分を適用しようとする場合は、経営協議会に諮ることとする。

(1) 期間率

<u>在職期間</u>	<u>支給割合</u>
<u>6月</u>	<u>100分の100</u>
<u>5月15日以上6月末満</u>	<u>100分の95</u>
<u>5月以上5月15日未満</u>	<u>100分の90</u>
<u>4月15日以上5月末満</u>	<u>100分の80</u>
<u>4月以上4月15日未満</u>	<u>100分の70</u>
<u>3月15日以上4月末満</u>	<u>100分の60</u>
<u>3月以上3月15日未満</u>	<u>100分の50</u>
<u>2月15日以上3月末満</u>	<u>100分の40</u>
<u>2月以上2月15日未満</u>	<u>100分の30</u>
<u>1月15日以上2月末満</u>	<u>100分の20</u>
<u>1月以上1月15日未満</u>	<u>100分の15</u>
<u>15日以上1月末満</u>	<u>100分の10</u>
<u>15日未満</u>	<u>100分の5</u>
<u>零</u>	<u>零</u>

(2) 成績率

<u>成績区分</u>	<u>支給割合</u>
<u>成績が優秀</u>	<u>100分の170以下</u> <u>100分の92以上</u>

	<table border="1"> <tr> <td><u>成績が良好</u></td><td><u>100分の80</u></td></tr> <tr> <td><u>成績が良好でない</u></td><td><u>100分の80未満</u></td></tr> </table>	<u>成績が良好</u>	<u>100分の80</u>	<u>成績が良好でない</u>	<u>100分の80未満</u>	
<u>成績が良好</u>	<u>100分の80</u>					
<u>成績が良好でない</u>	<u>100分の80未満</u>					
<u>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は解任された、若しくは死亡した役員にあっては、退職し、又は解任された、若しくは死亡した日現在）において役員が受けるべき本給月額並びにこれに対する特別調整手当及び広域異動手当の月額の合計に、当該合計額に 100 分の 20 を乗じて得た額及び本給月額に 100 分の 25 を乗じて得た額を加算した額とする。</u>						
<u>第7条～第12条 (略)</u>	<u>第7条～第12条 (略)</u>					
<u>附 則</u>  <u>(略)</u>  <u>附 則</u>  <u>1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。</u> <u>2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第6条第2項及び第6条の2第2項の規定の適用については、第6条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の65」と、第6条の2第2項表(2)「100分の170」とあるのは「100分の150」と、「100分の92」とあるのは「100分の80.5」と、「100分の80」とあるのは「100分の70」とする。</u>	<u>附 則</u>  <u>(略)</u>					

## 高エネルギー加速器研究機構

(改正後)	(改正前)
第1条～第6条 (略)  (特別手当) 第7条 (略) 2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において、職員給与規程第58条を準用する。 3 前項の規定による特別手当の額は、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案するとともに、その者の職務実績に応じ、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。 4 前項の規定による特別手当の増・減額は、経営協議会の議を経て決定する。	
第8条～第13条 (略)  ※参考 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員給与規程  (期末特別手当) 第58条 (略) 2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に6月に支給する場合にあっては100分の160、12月に支給する場合にあっては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、第56条第2項の表3.に定める割合を乗じて得た額(その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び当該在職期間における勤務の状況に照らして勤務成績が良好でない場合には、その額からその者の勤務成績に応じて機構長が決定する額を減じて得た額)とする。 3～4 (略)	

(略)

附 則（平成21年6月26日規程第104号）

(施行期日)

1 この規程は、平成21年6月26日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

(略)

(平成21年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

3 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第58条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160、」とあるのは、「100分の145、」とする。

## 情報・システム研究機構

(改正後)	(改正前)
<p>第1条 (略)</p> <p>(役員の給与)</p> <p>第2条 役員の給与は、常勤の役員については、基本給、都市手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。</p> <p>(給与の支給日)</p> <p>第3条 役員の給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）は、毎月17日に支給する。ただし、17日が、日曜日に当たるときは、15日に、17日が土曜日に当たるときは、16日に、17日が月曜日で休日に当たるときは、18日に支給する。</p> <p>2 期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日に支給する。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(役員の給与)</p> <p>第2条 役員の給与は、常勤の役員については、基本給、都市手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当<u>及び期末特別手当</u>とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。</p> <p>(給与の支給日)</p> <p>第3条 役員の給与（期末特別手当を除く。）は、毎月17日に支給する。ただし、17日が、日曜日に当たるときは、15日に、17日が土曜日に当たるときは、16日に、17日が月曜日で休日に当たるときは、18日に支給する。</p> <p>2 期末特別手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日に支給する。</p>
<p>第4条～第7条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下の<u>条から第8条の2まで</u>においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員及びこれらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され又は死亡した常勤の役員に対して、それぞれ給与規程第2条第1項で定める日に支給する。ただし、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第17条第2項第2号の規定により解任されたときはこれを支給しない。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員</p>	<p>第4条～第7条 (略)</p> <p>(期末特別手当)</p> <p>第8条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下の<u>条において</u>これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員及びこれらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され又は死亡した常勤の役員に対して、それぞれ給与規程第2条第1項で定める日に支給する。ただし、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第17条第2項第2号の規定により解任されたときはこれを支給しない。</p> <p>2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき基本給月額並びにこれに</p>

<p>が受けるべき基本給月額並びにこれに対する都市手当及び広域異動手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに基本給月額に100分の25を乗じて得た額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の<u>75</u>, 12月に支給する場合においては100分の<u>90</u>を乗じて得た額に、給与規程第35条第2項の表（3）に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>に対する都市手当及び広域異動手当の月額に100分の20を乗じて得た額並びに基本給月額に100分の25を乗じて得た額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の<u>160</u>, 12月に支給する場合においては100分の<u>175</u>を乗じて得た額に、給与規程第35条第2項の表（3）に定める在職期間の割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>3 第2項の「基本給月額並びにこれに対する都市手当及び広域異動手当の月額」とは、都市手当及び広域異動手当が支給される職員にあっては基本給月額に都市手当及び広域異動手当の支給割合を乗じて得た額（1円未満の端数を切り捨てた額）をいう。</p>	<p>3 前項の規定による期末特別手当の額は、<u>国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果</u>、<u>及び各役員の在職期間における実績等を総合的に勘案し</u>、<u>その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。</u></p>
<p>4 前3項の規定によるものほか、期末手当の一時差止処分その他期末手当の支給に関し必要な事項は、職員に対する期末手当の例に準ずるものとする。</p>	<p>4 第2項の「基本給月額並びにこれに対する都市手当及び広域異動手当の月額」とは、都市手当及び広域異動手当が支給される職員にあっては基本給月額に都市手当及び広域異動手当の支給割合を乗じて得た額（1円未満の端数を切り捨てた額）をいう。</p>
<p>5 前4項の規定によるものほか、期末特別手当の一時差止処分その他期末特別手当の支給に関し必要な事項は、職員に対する期末手当の例に準ずるものとする。</p>	<p>5 前4項の規定によるものほか、期末特別手当の一時差止処分その他期末特別手当の支給に関し必要な事項は、職員に対する期末手当の例に準ずるものとする。</p>

### （勤勉手当）

第8条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する常勤の役員及びこれらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され又は死亡した常勤の役員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ給与規程第2条第1項で定める日に支給する。ただし、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第17条第2項第2号の規定により解任されたときはこれを支給しない。

2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員

<p><u>が受けるべき基本給月額並びにこれに対する 都市手当及び広域異動手当の月額に100分の 20を乗じて得た額並びに基本給月額に100分 の25を乗じて得た額を基礎として、給与規程 第36条第2項の表に定める在職期間の割合及 び勤務成績に応じて次項で定める割合を乗じ て得た額とする。この場合において、勤勉手 当の総額は、前項の役員の勤勉手当基礎額に 100分の85を乗じて得た額の総額の範囲内と する。</u></p> <p>3 常勤役員の勤勉手当の成績率は、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果、及び各役員の在職期間における実績等を総合的に勘案し、100分の80以上100分の85以下の割合の範囲内において定めるものとする。</p> <p>4 前条第3項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。</p> <p>5 前4項の規定によるものほか、勤勉手当の一時差止処分その他勤勉手当の支給に関し必要な事項は、職員に対する勤勉手当の例に準ずるものとする。</p>	<p>第9条 (略)</p> <p>(月の中途中で就任又は退職した場合の給与)</p> <p>第10条 月の初日以外の日において新たに就任した役員（非常勤の役員を除く。）に、就任当月分の給与（通勤手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を除く。以下「給与月額」という。）を支給する場合は、給与の日額に月の初日からその者が役員となった日の前日にいたるまでの土曜日、日曜日以外の日の数を乗じて得た額を、給与月額から控除する。</p> <p>2 月の末日以外の日において退職した役員に退職当月分の給与を支給する場合は、給与の日額に、その者が退職した日の翌日から月の末日にいたるまでの土曜日、日曜日以外の日の数を乗じて得た額を、給与月額から控除する。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の給</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(月の中途中で就任又は退職した場合の給与)</p> <p>第10条 月の初日以外の日において新たに就任した役員（非常勤の役員を除く。）に、就任当月分の給与（通勤手当<u>及び</u>期末特別手当を除く。以下「給与月額」という。）を支給する場合は、給与の日額に月の初日からその者が役員となった日の前日にいたるまでの土曜日、日曜日以外の日の数を乗じて得た額を、給与月額から控除する。</p> <p>2 月の末日以外の日において退職した役員に退職当月分の給与を支給する場合は、給与の日額に、その者が退職した日の翌日から月の末日にいたるまでの土曜日、日曜日以外の日の数を乗じて得た額を、給与月額から控除する。</p>
--	--

<p>与は、当月分の給与月額の全額を支給する。</p> <p>第11条～第14条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。</p> <p>2 平成21年6月期に限り、改正後の第8条第2項中 「100分の75」とあるのは「100分の70」とす る。</p> <p>3 平成21年6月期に限り、改正後の第8条の2第2 項中「100分の85」とあるのは「100分の75」 と、改正後の第8条の2第3項中「100分の80以 上100分の85以下」とあるのは「100分の70以 上100分の75以下」とする。</p>	<p>ただし、死亡した者に対する死亡当月分の給 与は、当月分の給与月額の全額を支給する。</p> <p>第11条～第14条 (略)</p>
--	---

## 役員報酬規程新旧対照表（地域手当支給率の改正）

### 人間文化研究機構

(改正後)	(改正前)
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(地域手当)</p> <p>第5条 地域手当は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第12条に定める職員の例に準じて常勤の役員に支給する。</p> <p>2 地域手当の月額は、職員給与規程第12条第2項の規定により算出した額とする。</p> <p>第6条～第14条 (略)</p> <p>※参考1 大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程</p> <p>(地域手当)</p> <p>第12条 地域手当は、機構長が別に定める地域に在勤する職員に支給する。</p> <p>2 地域手当の月額は、本給、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、それぞれの支給地域欄に掲げる区分に応じた、支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>※参考2 地域手当の支給について (総則)</p> <p>第1条 大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第12条の規定による地域手当の支給については、この決定による。</p> <p>(支給地域及び支給割合)</p> <p>第2条 紹介規程第12条第1項の別に定める地域は、別表に掲げる地域とする。</p>	

2 納入規程第 12 条第 2 項の支給割合は、別表に掲げる支給割合とする。

附 則

(施行期日)

1 この決定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表

機関名	都道府県	支給地域	支給割合
機構本部	東京都	特別区	100 分の <u>17</u>

(以下略)

別表

機関名	都道府県	支給地域	支給割合
機構本部	東京都	特別区	100 分の <u>16</u>

(以下略)

## 自然科学研究機構

(改正後)	(改正前)
第1条～第4条 (略)  (特別調整手当、広域異動手当、通勤手当及び 単身赴任手当)  第5条 常勤役員の特別調整手当、広域異動手 当、通勤手当及び単身赴任手当については、 大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員 給与規程（平成16年規程第10号）の適用を受 ける職員の例による。	
第6条～第12条 (略)	
※参考1 大学共同利用機関法人自然科学研究 機構職員給与規程  (特別調整手当) 第14条 特別調整手当は、別に定める地域に在 勤する職員に支給する。 2 特別調整手当の月額は、本給、扶養手当及 び管理職手当の月額の合計額に、別に定め る支給地域欄に掲げる区分に応じて、同表 の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額 とする。 3 前2項に規定するものほか、特別調整手 当の支給に関し必要な事項は、別に定める。	
※参考2 大学共同利用機関法人自然科学研 究機構職員給与規程特別調整手当支給細則  (支給地域及び支給割合) 第2条 給与規程第14条第1項及び第2項の 別に定める支給地域及び支給割合は、次の 表のとおりとする。	

(略)

都道府県	支給地域	支給区分	支給割合
東京都	特別区	1級地	100 分の <u>17</u>

(以下略)

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

都道府県	支給地域	支給区分	支給割合
東京都	特別区	1級地	100 分の <u>16</u>

(以下略)

## 高エネルギー加速器研究機構

(改正後)	(改正前)
第1条～第4条 (略)  (調整手当) 第5条 調整手当は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員給与規程（平成16年規程第5号。以下「職員給与規程」という。）第43条に規定する調整手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。 2 調整手当の月額は、本給月額に <u>100分の10</u> を乗じて得た額とする。	第1条～第4条 (略)  (調整手当) 第5条 調整手当は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構職員給与規程（平成16年規程第5号。以下「職員給与規程」という。）第43条に規定する調整手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。 2 調整手当の月額は、本給月額に <u>100分の8</u> を乗じて得た額とする。
第6条～第13条 (略)	第6条～第13条 (略)
附 則 (施行期日) 1 この規程は、平成16年4月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。 (調整手当に関する経過措置) 2 適用日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律第11条の8による研究員調整手当を受けていた者については、第5条第2項の規定にかかわらず、本給月額に100分の10を乗じて得た額を当該役員の調整手当として支給する。  (略)	附 則 (施行期日) 1 この規程は、平成16年4月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。 (調整手当に関する経過措置) 2 適用日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律第11条の8による研究員調整手当を受けていた者については、第5条第2項の規定にかかわらず、本給月額に100分の10を乗じて得た額を当該役員の調整手当として支給する。  (略)
附 則（平成18年3月30日規程第33号） (施行期日) 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。 (調整手当に関する経過措置) 2 施行日の前日において、改正前の規定に基づいて100分の10の調整手当を受けていた役員にあっては、第5条第2項の規定にかかわらず、調整手当の支給割合が100分の10に達するまでの間、本給月額に100分の10を乗じて得た額を当該役員の調整手当として支給する。	附 則（平成18年3月30日規程第33号） (施行期日) 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。 (調整手当に関する経過措置) 2 施行日の前日において、改正前の規定に基づいて100分の10の調整手当を受けていた役員にあっては、第5条第2項の規定にかかわらず、調整手当の支給割合が100分の10に達するまでの間、本給月額に100分の10を乗じて得た額を当該役員の調整手当として支給する。

(略)

(略)

附 則（平成21年3月31日規程第13号）

（施行期日）

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

（調整手当に関する経過措置の廃止）

2 平成16年4月6日附則第2項及び平成18年3月30  
日附則第2項の規定は廃止する。

## 情報・システム研究機構

(改正後)	(改正前)
第1条～第4条 (略)  (都市手当) 第5条 都市手当は、情報・システム研究機構職員給与規程（以下「給与規程」とい う。）第27条第1項に規定する都市手当の支給要件に該当する常勤の役員に支給する。 2 都市手当の月額は、給与規程第27条第2項の規定により算出した額とする。	
第5条の2～第14条 (略)  ※参考 情報・システム研究機構職員給与規程  (都市手当) 第27条 都市手当は、当該地域における民間の賃 金水準を基礎とし、当該地域における物価等 を考慮して、別表第8の支給地域欄に掲げる地 域に在勤する職員に支給する。 2 都市手当の月額は、基本給、基本給の調整額、 管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、 別表第8の支給地域に応じて、それぞれ支給割 合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (略)	
附 則 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。 (略) 13 平成22年3月31日までの間における規程第27 条第2項で定める割合は、附則別表第5のとお りとする。	
附 則 1 <u>この規程は、平成21年4月1日から施行する。</u> (略)	

附則別表第 5

機関名	都道府県	支給地域	支給割合
機構本部	東京都	特別区	100 分の <u>17</u>

附則別表第 5

機関名	都道府県	支給地域	支給割合
機構本部	東京都	特別区	100 分の <u>16</u>

## 役員報酬規程新旧対照表（役員給与支給日についての改正）

### 人間文化研究機構

(改正後)	(改正前)
<p>第1条 (略)</p> <p>(役員の給与)</p> <p>第2条 役員の給与は、常勤の役員については、本給、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。</p> <p>(給与の支給日)</p> <p>第3条 役員の給与 (<u>期末手当及び勤勉手当を除く。</u>) は、毎月17日に支給する。ただし、<u>支給日</u> (この項において、毎月17日を「支給日」という。) が、日曜日に当たるときは、支給日の前々日 (<u>15日</u>が休日に当たるときは、<u>18日</u>) に、支給日が土曜日に当たるときは、<u>支給日の前日に、支給日が休日に当たるときは翌日に</u>支給する。</p> <p>2 <u>期末手当及び勤勉手当</u>は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が、日曜日に当たるときは、支給日の前々日 (その日が休日に当たるときは、支給日の翌日) に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(役員の給与)</p> <p>第2条 役員の給与は、常勤の役員については、本給、地域手当、通勤手当、単身赴任手当<u>及び期末特別手当</u>とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。</p> <p>(給与の支給日)</p> <p>第3条 役員の給与 (<u>期末特別手当を除く。</u>) は、毎月17日に支給する。ただし、<u>支給日</u>が、日曜日に当たるときは、支給日の前々日 (<u>その日</u>が休日に当たるときは、<u>支給日の翌日</u>) に、支給日が土曜日に当たるときは、<u>支給日の前日に</u>支給する。</p> <p>2 <u>期末特別手当</u>は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が、日曜日に当たるときは、支給日の前々日 (その日が休日に当たるときは、支給日の翌日) に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。</p>
<p>第4条～第14条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この規程の改正は、平成21年6月25日から施行し、平成21年6月1日から適用する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第4条～第14条 (略)</p>

## 高エネルギー加速器研究機構

(改正後)	(改正前)
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(報酬の支給日)</p> <p>第3条 役員の特別手当を除く報酬は、毎月17日          (ただし、その日が日曜日に当たるときは、          15日 (15日が国民の祝日に関する法律に規定          する休日に当たるとき<u>及び</u>17日が月曜日で祝          日法による休日に当たるときは、18日)、そ          の日が土曜日に当たるときは、16日) に支給          する。</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(報酬の支給日)</p> <p>第3条 役員の特別手当を除く報酬は、毎月17日          (ただし、その日が日曜日に当たるときは、          15日 (15日が国民の祝日に関する法律に規定          する休日に当たるときは、18日)、その日が          土曜日に当たるときは、16日) に支給する。</p>
<p>第4条～第13条 (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則 (平成21年3月31日規程第13号)</u>  <u>(施行期日)</u>          1 <u>この規程は、平成21年4月1日から施行する。</u>  <u>(調整手当に関する経過措置の廃止)</u>          2 <u>平成16年4月6日附則第2項及び平成18年3月30</u>  <u>日附則第2項の規定は廃止する。</u></p>	<p>第4条～第13条 (略)</p> <p>(略)</p>